

○銚田市罹災証明書交付要綱

令和3年3月26日

告示第48号

銚田市り災証明書交付要綱(平成27年銚田市告示第23号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は被災者の復興支援に資するため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する災害(火災による被害を除く。以下「災害」という。)によって、市内で生じた被害について、市が罹災証明書及び被災証明書(以下「り災証明書等」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 罹災証明書 罹災した住家及び非住家(以下「住家等」という。)について、法第90条の2第1項の規定に基づく被害の程度を証明するものとする。

(2) 被災証明書 災害により生じた被害を受けた事実について、その事実のみを証明するものとする。

(3) 住家 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

(4) 非住家 住家以外の建物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

2 罹災証明書等は、災害によって生じた被害に関する事実を証明するものとし、被害額については証明しないものとする。

(被害の認定基準)

第3条 住家等の被害の程度の認定基準は、「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(令和2年3月内閣府(防災担当)作成)」に定めるとおりとする。

(交付対象)

第4条 罹災証明書は、災害により被害を受けた市内の住家等の所有者又は使用者に交付する。

2 被災証明書は、災害により被害を受けた市内の動産、不動産の所有者又は使用者に交

付する。

(罹災証明書等の申請)

第5条 罹災証明書等の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、罹災証明書等交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、添付書類の全部又は一部につき提出できないやむを得ない理由があると市長が認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 罹災状況の写真
- (2) 罹災場所の位置図
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期限は、災害の発生した日から起算して1年を経過した日とする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りではない。

3 罹災証明書等の申請は、代理人によってすることができる。

4 前項の規定による代理人の申請については、第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、第1項中「罹災証明書等の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)」とあるのは、「罹災証明書等の交付を受けようとする代理人」と読み替えるものとする。

5 第4項の規定により代理人が申請する場合において、代理人は、委任状を提出しなければならない。ただし、申請者の同居家族が代理人の場合は、これを省略することができる。

(罹災証明書等の交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容に応じ被害状況等の調査を行い、適当と認められる場合には、申請内容に応じて、罹災証明書(様式第2号)又は被災証明書(様式第3号)により、証明書を申請者に交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により既に交付した罹災証明書等と同一の証明内容について申請があったときは、前条第1項各号に掲げる書類の添付及び申請内容の審査を省略して罹災証明書等を交付することができる。

3 罹災証明書等の交付に係る手数料は、無料とする。

(再調査の申請)

第7条 罹災証明書の交付を受けた者が、前条第1項の規定により証明された被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、当該罹災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して1月以内に、市長に対し、再調査の申請をすることができる。

2 前項の申請は、罹災証明書の交付を受けた者が、市長に対し、当該罹災証明書を添え

て、罹災証明(再調査)交付申請書(様式第4号)を提出して行うものとする。

- 3 罹災証明(再調査)交付申請書の提出及び交付については、第5条及び前条の規定を準用する。この場合において、第5条本文で「様式第1号」とあるのは「様式第4号」と読み替えるものとする。

(補足)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(適用の特例)

- 2 この告示は、東日本大震災による罹災証明については、令和4年3月31日まで適用する。

様式第1号（第5条関係）

罹災証明書等交付申請書 年 月 日			
銚田市長 様		申請者 住所	
<input type="checkbox"/> 新規申請 <input type="checkbox"/> 再申請		氏名	
		電話	
1. 証明事項	<input type="checkbox"/> 罹災証明書	必要枚数	枚
	<input type="checkbox"/> 被災証明書	必要枚数	枚
2. 使用目的			
3. 申請者と罹災（被災）対象物との関係	所有者・管理者・占有者・担保権者・その他（ ）		
4. 罹災（被災）日時及び原因			
5. 罹災（被災）場所及び種類	銚田市		
	<input type="checkbox"/> 住家〔 <input type="checkbox"/> 持家 / <input type="checkbox"/> 借家〕 <input type="checkbox"/> 非住家〔 <input type="checkbox"/> その他〔		
6. 被害内容	住家	<input type="checkbox"/> 建物の損壊〔 <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> 柱 <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 外・内壁 <input type="checkbox"/> 床〕	
		<input type="checkbox"/> 設備の損壊〔 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> 配管 <input type="checkbox"/> その他（ ）〕	
	非住家	<input type="checkbox"/> 建物の損壊〔 <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> 柱 <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 外・内壁 <input type="checkbox"/> 床〕	
		<input type="checkbox"/> 設備の損壊〔 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> 配管 <input type="checkbox"/> その他（ ）〕	

※申請者は、上記の太枠のみ記入し、該当する項目の□欄を■に塗りつぶしてください。

本申請に基づく罹災証明書等の交付のため、必要な範囲内で市の住民基本台帳及び固定資産税に係る地方税関係情報を取得し、及び利用することについて、同意します。

住所		申請者との 続柄・関係	
氏名		生年月日	年 月 日

(所有者本人又は所有者と同居家族の方は省略可)

委任状

代理人 住所
氏名

私に係る罹災証明書等の申請及び受領に係る一切の権限を上記の者に委任致します。

委任者 住所
氏名



罹災証明書

第 年 月 日

世帯主住所					
世帯主氏名					
追加記載事項①	被災者区分： 世帯構成員：				
	構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄
		世帯主			

罹災原因	
------	--

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	
追加記載事項②	被災物件種別：

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常に使用していることをいう。)のため使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

追加記載事項③	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。
年 月 日

銚田市長



様式第3号（第6条関係）

被災証明書		第 年 月 日 号
住 所		
氏 名		
被災状況	災害の原因	
	被災場所	
	被災物件	
特記事項		

被災程度	被災内容	
	その他	
備考		

上記のとおり、被災の状況を受理したことを証明する。	
年 月 日	
銚田市長	
⑩	

様式第4号（第7条関係）

罹災証明書(再調査)交付申請書 年 月 日			
銚田市長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 申請者 住 所 _____ 氏 名 _____ 電 話 _____ </div>			
1. 証明事項	<input type="checkbox"/> 罹災証明書	必要枚数	枚
2. 使用目的			
3. 申請者と罹災対象物との関係	所有者・管理者・占有者・担保権者・その他（ ）		
4. 罹災日時及び原因			
5. 罹災場所及び種類	銚田市		
	<input type="checkbox"/> 住 家 [<input type="checkbox"/> 持 家 / <input type="checkbox"/> 借 家] <input type="checkbox"/> 非住家 [] <input type="checkbox"/> その他 []		
6. 被害内容	住 家	<input type="checkbox"/> 建物の損壊 [<input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> 柱 <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 外・内壁 <input type="checkbox"/> 床] <input type="checkbox"/> 設備の損壊 [<input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> 配管 <input type="checkbox"/> その他 ()] <input type="checkbox"/> そ の 他 []	
	非住家	<input type="checkbox"/> 建物の損壊 [<input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> 柱 <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 外・内壁 <input type="checkbox"/> 床] <input type="checkbox"/> 設備の損壊 [<input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> 配管 <input type="checkbox"/> その他 ()] <input type="checkbox"/> そ の 他 []	
7. 再調査理由等	(再調査で特に調査を希望する箇所等 ※再調査の場合は、申請者等の立合をお願いします。)		

※申請者は、上記の太枠のみ記入し、該当する項目の□欄を■に塗りつぶしてください。

本申請に基づく罹災証明書の交付のため、必要な範囲内で市の住民基本台帳及び固定資産税に係る地方税関係情報を取得し、及び利用することについて、同意します。

住 所		申請者との 続柄・関係	
氏 名		生年 月日	年 月 日

(所有者本人又は所有者と同居家族の方は省略可)

委 任 状

代理人 住 所
氏 名

私に係る罹災証明書の申請及び受領に係る一切の権限を上記の者に委任致します。

委任者 住 所
氏 名



様式第 1 号(第 5 条関係)

様式第 2 号(第 6 条関係)

様式第 3 号(第 6 条関係)

様式第 4 号(第 7 条関係)